

新潟青陵大学短期大学部における競争的資金に係る間接経費の取扱方針

平成 28 年 3 月 10 日 学長裁定

2024 年 4 月 1 日 改定

2025 年 4 月 1 日 改定

(目的)

第 1 この取扱方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）に基づき、新潟青陵大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的資金に係る間接経費の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(使途)

第 3 間接経費は次の目的に用いるものとし、具体的な使途は別記のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善
- (2) 研究機能の向上
- (3) 競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費

(研究者の転出等に伴う返還)

第 4 研究者の転出に伴う間接経費の返還は、未使用額がある場合に限り行う。ただし、当該競争的資金の配分機関による特別な定めがある場合には、その定めに準拠するものとする。

(実績報告)

第 5 毎年度の執行状況について、研究支援室において実績報告書を作成し、定められた期日までに競争的資金の配分機関に報告する。

(執行及び管理)

第 6 間接経費は、学長の責任の下で計画的かつ適正に執行するとともに、研究支援室において年度ごとに収支簿を整え記帳整理することにより、使途の透明性を確保する。

(取扱の変更)

第 7 関係府省において共通指針等に見直しがあった場合には、本取扱方針も随時見直すこととする。

【別記】

間接経費の主な使途の例示

本学において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

- (1) 管理部門に係る経費（設備の整備、維持及び運営経費、事務の必要経費等）
備品購入費、消耗品費、機器借料、人件費、通信運搬費、謝金、旅費、会議費、印刷費など
- (2) 研究部門に係る経費（共通的に使用される物品等に係る経費等）
備品購入費、消耗品費、機器借料、通信運搬費、謝金、旅費、会議費、印刷費、新聞雑誌費、光熱水費など

(3) 図書館資料の整備に係る経費

図書費、新聞雑誌費など

(4) 研究成果報告事業に係る経費

消耗品費、通信運搬費、謝金、旅費、会議費、印刷費、新聞雑誌費、広告費など

※ 上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機能の向上に活用するために必要となる経費などで、最高管理責任者（学長）が必要な経費と判断した場合、執行することがある。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。